全技連「匠の技ネット」利用規約

(総則)

第1条 本規約は、一般社団法人全国技能士会 連合会(以下「甲」という。)がインターネッ ト上で運営する技能士のいるお店紹介サイト 「全技連『匠の技ネット』」(以下「匠の技ネ ット」という。) への掲載に関し、甲と掲載申 込者(以下「乙」という。)との間の契約関係 (以下「本契約」という。) を定めるものであ る。

(掲載の申込み)

第2条 乙は、技能士(特級、1級及び単一等 級) でなければならない。

2. 乙は、匠の技ネットのお店紹介ページに掲 載を希望する場合には、甲所定の方法により 申込みを行うものとする。

(掲載の承認と通知)

第3条 甲は、前条の申込みを受けつけた場合 には、速やかに内容を確認するとともに掲載 に必要な手続きを行い、乙に対して掲載予定 目を通知しなければならない。

2. 甲は、乙の提供した掲載原稿及び画像デー タが、匠の技ネットにふさわしくないと判断 した場合には、その内容及び表示を変更する ように求めることができるとともに乙は、こ れに従うものとする。

(著作権等)

第4条 匠の技ネットについて、甲が製作した ものは甲が、乙が作成したものは乙が、それ ぞれ著作権を有する。

2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著 作物をお店紹介ページに掲載する場合には、 事前に当該第三者から当該著作物を甲及び乙 が使用することについて許諾を受けなければ ならない。

3. 乙は、甲に対し、前2項の乙又は第三者の 著作物について、匠の技ネットのプロモーシ ョンのため、甲が妥当と判断する方法により 無償で使用することを許諾する。

(契約の有効期間)

第5条 本契約の有効期間は、申込受付日から お店紹介ページへの掲載が終了する日までと する。

(登録料と年掲載料)

第6条 乙は、甲に対し登録料及び年掲載料と して別表に定める金額を支払うものとする。

2. 乙が甲の会員傘下の技能士団体に所属する 会員である場合は、登録料を無料とする。

(掲載内容の変更)

第7条 乙は、掲載期間内であれば、別表の変 第11条 乙は、所定の方法により、甲に対し、

更手数料を支払うことにより掲載原稿及び画 乙に関するお店紹介ページの休止又は解約を 像を変更することができる。

2. 前項の変更を行う場合には、甲所定の方法 により変更依頼を行うこととする。

3. 甲は、前項の変更依頼を受けつけた場合に は、速やかに手続きを行い、乙に対して変更 予定日を通知しなければならない。

4. 第3条第2項は、変更手続きについても準 用する。

(禁止事項)

第8条 乙は、お店紹介ページの利用に関し て、次の行為を行ってはならない。

(1)法令の規定に違反する行為又はその恐れ のある行為

(2)公序良俗に反する行為

(3)消費者の判断に錯誤を与える恐れのある

(4)技能士及び技能士団体の名誉を毀損する 恐れのある行為

(5) その他甲が別途禁止行為として定める行

2. 甲は、乙が前項の禁止行為を行った場合に は、乙の掲載の停止等必要な措置を取ること ができる。この場合において、乙は速やかに 甲の指示に従い、改善措置をとらなければな らない。

(サービスの一時停止)

第9条 乙は、甲が提供するサービスについ て、次の事由により一定期間停止される場合 があることをあらかじめ承諾し、サービス停 止による登録料及び掲載料の返還、損害の補 償等を甲に請求しないこととする。

(1)甲のサーバー、ソフトウエア等の点検、修 理、補修、改良等のための停止

(2)コンピューター、通信回線等の事故、障害 による停止

(3)その他やむを得ない事情による停止

(免責)

第10条 甲は、乙が掲載に関して被った損害 (サーバー又はソフトウエアの障害、不具合、 誤作動、掲載停止等)について、その原因を 問わず、賠償する責を負わないものとする。 2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、匠の技

ネットの仕様等の変更若しくは追加又はサー ビスの停止を行うことができる。

3. 甲は、サーバーに障害が発生した等の理由 により、匠の技ネットの運営に支障が生じる と甲が判断した場合には、混乱防止のために 必要となる措置を取ることができる。

(乙による休止・解約)

求めることができる。

2. 甲は、前項の求めがあった場合には、速や かに必要な措置を取らなければならない。

3. 第1項の乙による休止又は解約によって、 契約期間が1年に達しない場合でも、登録料 及び年掲載料の返還は行わないものとする。

(甲による解約)

第12条 甲は、乙が次のいずれかの事由に該 当した場合には、乙に通知せずに本契約を解 約するとともに直ちに乙のお店紹介ページを サーバーから削除することができる。

(1)本規約等に違反したとき

(2)甲による連絡がとれなくなったとき

(3)その他甲が乙との本契約を継続すること が困難であると判断したとき

2. 前項により本契約が終了した場合において も、甲は乙に対し、設備投資、費用負担、逸失 利益その他乙に生じた損害につき一切責任を 負わないものとする。

(合意管轄裁判所)

第13条 甲と乙との間で訴訟の必要を生じた 場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とする。

(規約の変更)

第14条 甲は、必要と認めた場合には、乙へ 予告なく本規約及び本規約に付随する規約の 内容を変更することができる。

2. 本規約又は本規約に付随する規約の変更に ついては、甲が変更を通知した後に、乙が掲 載を継続した場合には、乙は新しい規約を承 認したものをみなし、変更後の規約を適用す る。

以上

平成23年5月16日制定 平成25年4月 1日改定 令和 5年4月 1日改定

別実

7771		
登録料	会 員 非会員	無 料 15,070 円
年掲載料 (4月1日~翌年3月31日)		12,100 円
変更手数料 年5回までの変更		無料
6回目以降の変更		2,200 円

※ただし、年度途中に契約の場合は当該年		
度の年掲載料は以下のとおりとなります。		
7月~9月中に契約	9,020 円	
10月~12月中に契約	6,050 円	
翌年1月~3月中に契約	3,080 円	